

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徹信会後藤保育所（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。ただし、評議員は定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給することができる。

3 前項の報酬の日額の上限は、次のとおりとする。

理事 3,000円

監事 3,000円

(交通費)

第3条 役員等が、理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、公共交通機関の料金の実費を、その都度現金にて支払いを行う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。